

I 基本的事項

1. 調査の目的

建設機械動向調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として経済産業省・国土交通省が実施しており、建設機械の販売状況を調査することで、建設業等が使用する建設機械の購入状況や保有状況を把握することを目的としています。

2. 調査事項

(1) 建設機械の購入台数

- ・地域別の新品建設機械の購入台数
- ・業種別の中古建設機械の購入台数

(2) 主要建設機械の保有台数

- ・地域別的主要建設機械の保有（管理）台数
- ・業種別的主要建設機械の推定保有台数
- ・環境対策型建設機械、超小旋回型機種等の推定普及台数

（超低騒音型建設機械、低騒音型建設機械、低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械（第1次基準値、第2次基準値、3次基準値（オフロード法適合車含む））、超小旋回型油圧ショベル、後方超小旋回型油圧ショベル、ICT施工機器等）

3. 調査結果（統計表一覧）

「VI 調査結果」に記載しています。

4. 正誤情報

令和3年3月30日追加

「I 基本的事項」の「1. 調査の目的」、「2. 調査事項」、「3. 調査結果（統計表一覧）」、「5. 用語の解説」、「6. 問い合わせ先」、「7. 母集団フレーム、母集団情報の概要」、「8. 回答数・回答率」の記述内容を追加・修正しました。

「II. 調査方法」、「III. 標本設計」、「IV. 標本誤差」を追加しました。

「V. 集計・推計方法」の記述内容を修正しました。

「保有台数の概要」、「表-2 建設機械購入の業者比率」、「表-3 主要建設機械の保有台数地域比率」、「表-5 環境対策型建設機械及び超小旋回型機種、情報化施工機器の補正係数を用いた推定普及台数」、「表-6 環境対策型建設機械及び超小旋回型機種の補正計数を用いた推定保有台数の地域比率」の内容を修正しました。(修正内容は別紙参照)

5. 用語の解説

(1) 建設機械購入台数

新品の建設機械（国内機械及び輸入機械）を、平成29年度（平成29年4月から平成30年3月まで）に国内の使用者（最終需要者）が購入した数です。

(2) 建設機械保有台数

製造業者及び商社がこれまでに販売した建設機械（新品機械及び中古機械）であって、平成30年3月31日現在において管理（アフターサービス等実施）しているものを、国内の使用者（最終需要者）が保有している代数と見なしています。

(3) 建設機械及び規格区分

- a. 建設工事に使用される建設機械に限り調査し、その他の用途に使用される機械（農耕用機械など）は、この調査から除外しています。
- b. 移動しながら作業する建設機械は、搭乗式のみを対象とし、ハンドガイド式のものは排除しています。
- c. 基礎工事用機械は、ベースマシンの有無にかかわらず、作業装置の数とっています。

(4) 使用者の業種区分

使用者の業種区分は、下表のとおりであり、使用者の業種が2種以上にわたっている場合は、そのうち主たる業種の区分に含めています。

使用者の業種区分	摘要
建設業	日本標準産業分類D（建設業）に属する業者で、建設業法第3条の大蔵許可及び知事許可を得た者（建設機械器具賃貸業等に含まれるものを除く）
建設機械器具賃貸業等	日本標準産業分類K7011（総合リース業）及び、K7022（建設機械器具賃貸業）に属する業者
官公庁等	国、地方公共団体、公社、独立行政法人、特殊会社、事業団及び協同組合等
農業、林業及び漁業	日本標準産業分類A（農業、林業）及びB（漁業）に属する業者
採石業、砂・砂利・玉石採取業	日本標準産業分類C054（採石業、砂・砂利・玉石採取業）に属する業者
その他の	上記のいずれにも属さない業種（製造業、運輸業等）
不明	使用者の業種が不明のもの（転売等による）

（5）使用者の地域区分

使用者の地域区分は下表のとおりとします。

地域区分	地域内都道府県名
北海道地域	北海道
東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県
北陸地域	新潟県、富山県、石川県
中部地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地域	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄地域	沖縄県

（6）環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の概要

種別	概要
低騒音型建設機械	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(H9.7.31 建設省告示第1536号)に基づき指定された低騒音型建設機械

超低騒音型建設機械	低騒音型建設機械のうち、その騒音の測定値が上記規程に示す騒音基準値から 6 を減じて得た値を下回る建設機械
低振動型建設機械	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(H9. 7. 31 建設省告示第 1536 号)に基づき指定された低振動型建設機械
排出ガス対策型建設機械	<p>「排出ガス対策型建設機械指定要領」(H3. 10. 8 建設省経機発第 249 号)、「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(H18. 3. 17 国総施第 215 号) 又は「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(H18. 3. 17 国土交通省告示第 348 号) の基準値に適合し以下の区分毎に指定された建設機械、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「オフロード法」という）」による規制対象車に指定された建設機械（トンネル工事用含む）</p> <p>第 1 次基準値：「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表 1 の基準値に適合し指定された建設機械</p> <p>第 2 次基準値：「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表 2 の基準値に適合し指定された建設機械 （ただし、指定を受けた年月から販売し、管理を行っている機械（台数）を対象とする）</p> <p>第 3 次基準値：「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」の別記 1 の基準値又は「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」第 10 条の基準値に適合し、指定された建設機械</p> <p>オフロード法</p> <p>(2006 年基準)： ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であって、「特定特殊自動車であって特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する必要な事項を定める告示」（以下「オフロード法告示」という）第 2 条第 1 項第 1 号で定める基準値に適合し、基準適合表示を付した建設機械。又は軽油を燃料とする特定特殊自動車であってオフロード法告示第 12 条第 1 項で定める基準値に適合し、基準適合表示を付した建設機械</p> <p>(2011 年基準)： 軽油を燃料とする特定特殊自動車であってオフロード法告示第 2 条で定める 2011 年基準値に適合し、基準適合表示を付した建設機械</p>

	(2014年基準)：軽油を燃料とする特定特殊自動車であってオフロード法告示第2条で定める2014年基準値に適合し、基準適合表示を付した建設機械
超小旋回型油圧ショベル	狭い空間で作業するために、作業装置を装備した上部旋回体が、下部走行体全幅の120%以内で全旋回できる油圧ショベル。
後方超小旋回型油圧ショベル	旋回時に車体後方の安全が確保されるよう、後端旋回半径が下部走行体全幅の120%以内であり、フロント最小旋回半径は120%を超える油圧ショベル。
I C T施工機器	I C T施工は、建設事業の調査、設計、施工、監督・検査、維持管理という建設生産プロセスのうち「施工」に注目して、I C T（情報化通信技術）の活用により各プロセスから得られる電子情報を活用して高効率・高精度な施工を実現し、さらに施工で得られる電子情報を他のプロセスに活用することによって、建設生産プロセス全体における生産性の向上や品質の確保を図ることを目的としたシステムであり、その実現のために使用される機器。

6. 問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室 業務係
電話：(03)5253-8111（代表）

7. 母集団フレーム、母集団情報の概要

母集団名簿として、一般社団法人日本建設機械工業会及び一般社団法人日本建設機械施工協会の会員企業名簿のほか、環境対策型建設機械等の型式届出資料を基に作成した名簿を用いています。

8. 回答数・回答率

調査対象企業は、建設機械を製造・販売している製造業者及び国産機械又は輸入機械を販売している商社です。調査対象企業数は90社で、うち回答のあった企業数は45社でした。

回収率は全体で50.0%でした。

ただし、回答のあった企業のなかには、自社では回答を行わず他企業に回答を依頼し

た企業を含みます。

II 調査方法

1. 調査方法・調査手法・調査実施系統

経済産業省・国土交通省から調査対象企業へ直接郵送、オンライン又はFAXで調査票を配布し、調査対象企業が調査票に記入します。その後調査票を郵送、オンライン又はFAXで国土交通省に返送してもらうことで回収します。

2. 調査期間

平成30年11月～平成31年1月

3. 調査票配布期間・回収期間

(1) 配布期間

平成30年12月

(2) 回収期間

平成30年12月～平成31年1月

4. 秘密保護措置

本調査は統計法に基づいて行われています。

調査に従事する者には守秘義務が課されており、違反者に対する罰則も定められています。本調査で得た回答は統計の作成・分析の目的のみに使用され、統計以外の目的に調査票の回答内容を使用することは禁止されています。

紙の調査票は外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了したあとは溶解処分されるなど、個人情報の保護には万全を期しております。

III 標本設計

1. 調査対象の範囲

建設機械を製造・販売している製造業者及び国産機械又は輸入機械を販売している

商社です。

2. 事業所母集団 DB の使用

本調査では、事業所母集団 DB は使用していません。

3. 層化抽出に関する説明

本調査では層化抽出は行っていません。

4. 母集団復元に関する説明

本調査では母集団復元は行っていません。

IV 標本誤差

本調査は一般社団法人日本建設機械工業会及び一般社団法人日本建設機械施工協会の会員企業名簿のほか、環境対策型建設機械等の型式届出資料を基に作成した名簿を用いて作成した母集団全体の調査結果ですので、標本誤差はありません。

V 集計・推計方法

1. 結果の集計・推計の説明

別紙「保有台数の概要」に記載しています。

2. 集計・推計方法の説明

別紙「保有台数の概要」に記載しています。

3. 集計実施系統

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課施工安全企画室で回収された調査票は、同室において集計されます。

公表スケジュール

調査結果の公表は、令和元年6月3日です。

H29年度 建設機械動向調査の修正事項

表番号	表名	範囲	修正前	修正後	備考
-	保有台数の概要	2.4 環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の補正係数を用いた推定普及台数の地域比率	主要建設機械の環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の管理台数の調査結果に、未回答の企業の管理台数を平成25年度の販売台数のシェア比率を用いて補正した台数を推定保有台数とした。	主要建設機械の環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の管理台数の調査結果に、未回答の企業の管理台数を平成29年度の販売台数のシェア比率を用いて補正した台数を推定保有台数とした。	年度修正
表-2	建設機械購入の業種比率	(1)全国、(2)北海道地域、(3)東北地域、(4)関東地域、(5)北陸地域、(6)中部地域、(7)近畿地域、(8)中国地域、(9)四国地域、(10)中国地域、(11)沖縄地域	項目：トンネル掘削機 シールド掘進機 小口径管掘進機 トンネルジャパンボ（ドリルジャパンボ）	項目：トンネル掘削機 シールド掘進機 小口径管掘進機 自由断面トンネル掘進機 トンネルジャパンボ（ドリルジャパンボ）	項目抜け追加（数値-）
表-3	主要建設機械の保有台数地域比率	-	項目：基礎工事機械 アースオーガ 大口径掘削機（オールケーニング、リバース、アースドリル） 油圧式杭圧入引抜機	項目：基礎工事機械 振動パイルドライバ アースオーガ 大口径掘削機（オールケーニング、リバース、アースドリル） 油圧式杭圧入引抜機	項目抜け追加（数値あり）
表-5	環境対策型建設機械及び超小旋回型機種、情報化施工機器の補正係数を用いた推定普及台数	推定普及台数（全機種及び合計）	(数値誤り)	(正しい数値記入)	数値誤り
表-6	環境対策型建設機械及び超小旋回型機種の補正係数を用いた推定保有台数の地域比率	2.4 環境対策型建設機械、超小旋回型機種、ICT施工機器の補正係数を用いた推定普及台数の地域比率	(7)機械ロープ式ショベル系掘削機（ハンドガイドを除く）0.6～1.2 m ³ 未満	(7)機械ロープ式ショベル系掘削機（ クローラクレーンを含む ）0.6～1.2 m ³ 未満	文言修正
			(8)機械ロープ式ショベル系掘削機（ハンドガイドを除く）1.2～2.0 m ³ 未満	(8)機械ロープ式ショベル系掘削機（ クローラクレーンを含む ）1.2～2.0 m ³ 未満	文言修正
			(9)機械ロープ式ショベル系掘削機（ハンドガイドを除く）2.0 m ³ 以上	(9)機械ロープ式ショベル系掘削機（ クローラクレーンを含む ）2.0 m ³ 以上	文言修正
			(14)油圧式トラッククレーン 最大吊上能力 5t 未満	(14)油圧式トラッククレーン 最大吊上能力 5～40t 未満	文言修正
			(14)油圧式トラッククレーン全クラス	(14)油圧式トラッククレーン 最大吊上能力 40t 以上	
			(15)ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン含む） 最大吊上能力20t 未満	(15)ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン含む） 最大吊上能力20t 以上	
			(22)モータグレーダ（除雪グレーダを含む）ブレード長3.6m以上 コード181	(22)モータグレーダ（除雪グレーダを含む）ブレード長3.6m以上 コード182	コード修正
			(25)振動ローラ（コンバインドローラを含む） コード221	(25)振動ローラ（コンバインドローラを含む） コード211	コード修正